

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

歴史的建造物（市立資料館）を活用した観光拠点整備による地域活性化事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

近江八幡市

3 地域再生計画の区域

近江八幡市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

滋賀県近江八幡市は、滋賀県のほぼ中央部に位置し、JR近江八幡駅、JR安土駅があり、市の南部に国道8号線が横断している。市の多くが平坦地であり、温暖な気候や琵琶湖からの揚水を活かした稲作を中心とした農業が基幹産業であったが、昨今の米価の低迷と従事者の高齢化、後継者不足等で、衰退の一途をたどっている。

近江八幡市の観光入込客数は、平成20年から減少をしてきたものの平成27年に市内に大型和洋菓子店がオープンしたため平成28年は過去最多の4,833千人を記録した。しかし、近江八幡市は、元来観光地ではなく、そこが逆に観光の魅力になっている側面もあるが、観光客受け入れのためのインフラ整備が整っていないとはいえない課題がある。現状で増加傾向にある観光客の受入れにはインフラ整備も必要で、地域の稼ぐ力を強化し、収益を上げることにより地域経済を活性化させ、地域の力を底上げして行く必要がある。そこで、本事業では単に人を集めるというのではなく、地域資産の価値の向上に力点を置き地方創生の実現に寄与させる。

4-2 地方創生として目指す将来像

織田信長は安土に城を築き、その城下町に新進気鋭の商人たちを集め新しい時代の幕開けに貢献した。その後を受け継いだ豊臣秀次は当地に城を築き城下町を開き、安土の商人をうつり住ませた、これが「あきんどのさと近江八幡」である。また、ウィリアム・メレル・ヴォーリズは、当地を拠点として活躍し、多くの西洋建築の建築物を建て、その建築思想から多くのファンをもっている。これら、日本が大きく変わった時代の転換期に当地は全国に様々な文化を発信した。現在もまた時代の転換期を迎え、

当地から全国・全世界に当地が受け継いできた文化を発信したい。かつて地方が主役である時代があり、当地もその一つであった。そのことを市民が再認識することで当地の創生の一助になると考えている。住む人・訪れる人にそうした情報を発信し継承する拠点が必要と考え、本事業を計画した。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成 29 年度 増加分 (1 年目)	平成 30 年度 増加分 (2 年目)	平成 31 年度 増加分 (3 年目)
市立資料館への入館料収入 (千円)	14,622	7,000	17,500	19,000
コワーキングスペース等の 利用料収入(千円)	0	0	200	300
物品の販売による売り上げ (千円)	0	0	1,000	1,100

	平成 32 年度 増加分 (4 年目)	平成 33 年度 増加分 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
市立資料館への入館料収入 (千円)	19,000	19,000	81,500
コワーキングスペース等の 利用料収入(千円)	300	300	1,100
物品の販売による売り上げ (千円)	1,200	1,200	4,500

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、本市の歴史的建造物である市立資料館を活用し、観光拠点となる施設整備を行い地域活性化を図る。具体的には、企業研修・修学旅行等受入体験施設、ヴォーリズ・近江商人ギャラリーカフェ、物品販売所の整備を行う。また現代の近江商人インキュベーション施設の整備を中心に、建物の長寿命化、建物そのものが展示物の一つとなるような建具や壁面の修繕による美装をおこなう。

あわせて近江商人の暮らし等も体験できる来館者の休憩スペースを提供するとともに、八幡商人の祭りであり滋賀県選択無形民俗文化財である左義長まつりの展示を行ない、信長公記にも記されている天下の奇祭である左義長まつりのPRを実施する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A03007】

① 事業主体

近江八幡市

② 事業の名称：

歴史的建造物（市立資料館）を活用した観光拠点整備による地域活性化事業計画

③ 事業の内容

企業研修・修学旅行等受入体験施設整備。ヴォーリズ・近江商人ギャラリーカフェ、物品販売所の整備。現代の近江商人インキュベーション施設の整備を中心に、建物の長寿命化、建物そのものが展示物の一つとなるような建具や壁面の修繕による美装をおこなう。これらにより、近江商人の商法や、江戸時代の心学に基づく経営理念・人道倫理などを学んでいただき、また、近江商人の歴史・文化遺産の魅力を、より多くの来訪者に体験いただく。あわせて近江商人の暮らし等も体験できる来館者の休憩スペースも提供し、かつて商人の妻たちが作ったといわれる巾着などの小物の販売を行うことで、近江商人の商家文化・暮らしを広くアピールする。また、八幡商人の祭りであり滋賀県選択無形民俗文化財である左義長まつりの展示を行うことで、奇祭である左義長まつりをPRする。

④ 事業が先導的と認められる理由

【自立性】

近江八幡市は、近江商人のふるさとであるほか、ヴォーリズの本拠地である。このような歴史的な背景のもと、近江商人とヴォーリズを組み合わせた事業展開は、本市のみが可能で、地域の歴史を活用する先導的な取組であり、この地の利を活かし多くの観光客を集客し館の入館料収入の増加を図る。あわせて、企業研修・修学旅行等受入体験施設活用による学生の受入、ヴォーリズ・近江商人ギャラリーカフェでの飲食販売、近江商人インキュベーション施設活用による利用料収入、さらには地場産業の販売や体験教室の実施による収益により、事業としての自立性を図る。

【官民協働】

当地では、現在近江八幡版DMOの設立に向け、観光関連・商工関連・まちづくり会社等々が連携し候補法人の申請を行った。本計画もその取り組みの中に位置づけるものである。また、先人学とは、地域の先人について学び、それをどう後世に伝え、さらには、現代の教育やまちづくりに活かすことができるか、そのために必要・有効なシステムを考える学びであり、全国各地から趣旨に賛同する民間会社やNPO、市民組織などとの協働が可能である。具体的には、各研修会や学習会などの講師や、販売される商品の開発・製作などに、地域ぐるみで広く関わってもらおう。

【政策間連携】

観光客の集客による効果として、本計画の施設のみ入館者・利用者・購買者の増だけでなく、周辺の店舗や施設の入館者・利用者・購買者の増加も見込まれ、新たな産業の創出や雇用促進が見込まれる。また、先人に学ぶ場やそれを実践するコワーキングスペース・ギャラリーの提供により、起業者育成につながる。商家で女性たちの手でつくられていた小物類を土産物とし、その製作に参加することや観光ガイド要員などで、高齢者の活躍の場も創出され、高齢者や障がい者の積極的参加を促すことで、社会参画や健康寿命の延伸も期待できる。

【地域間連携】

現在、当市は観光連携として東近江地区の行政組合で観光振興協議

会を作り各種連携を行っている。また、織田信長関連で愛知県清須市・小牧市・岐阜県岐阜市等と広域連携がある。それぞれに、本事業と連動した観光メニューを検討し、地域間での連携を図る。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成 29 年度 (1 年目)	平成 30 年度 (2 年目)	平成 31 年度 (3 年目)
市立資料館への入館料収入 (千円)	14,622	7,000	17,500	19,000
コワーキングスペース等の 利用料収入(千円)	0	0	200	300
物品の販売による売り上げ (千円)	0	0	1,000	1,100

	平成 32 年度 (4 年目)	平成 33 年度 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
市立資料館への入館料収入 (千円)	19,000	19,000	81,500
コワーキングスペース等の 利用料収入(千円)	300	300	1,100
物品の販売による売り上げ (千円)	1,200	1,200	4,500

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3 月末時点の K P I の達成状況を、事業や商品企画の評価、

周知方法などに関する評価、周辺観光動向などを加味し、総合政策部文化観光課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

設置予定の近江八幡版DMO（観光関連・商工関連・まちづくり組織などの連携協議機関）などにより関係者間に及ぼした効果を相互に検証する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

① 第5条第4項第1号に関する事業【A3007】

総事業費 151,040 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成34年3月31日（5カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 資料館及びかわらミュージアム運営管理事業

事業概要：市立資料館等の入館者数の増加をはじめ近江八幡市の観光振興を図るため、地方自治法第244条の2の規定による指定管理制度による管理運営を行うもの。

事業主体：近江八幡市

事業期間：平成25年度～平成30年度

(2) 近江八幡版DMO設置事業

事業概要：近江八幡市の観光振興のため平成32年度以降に近江八幡版DMO設置を行うもの。

事業主体：近江八幡市

事業期間：平成28年度～平成33年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成34年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

【検証方法】

KPIの結果をもとに、事業や商品企画の評価、周知方法などに関する評価、周辺観光動向などを加味した評価を実施する。

【外部組織の参画者】

設置予定の近江八幡版DMO（観光関連・商工関連・まちづくり組織などの連携協議機関）などにより関係者間に及ぼした効果を相互に検証する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	平成 29 年度 増加分 (1 年目)	平成 30 年度 増加分 (2 年目)	平成 31 年度 増加分 (3 年目)
市立資料館への入館料収入 (千円)	14,622	7,000	17,500	19,000
コワーキングスペース等の 利用料収入(千円)	0	0	200	300
物品の販売による売り上げ (千円)	0	0	1,000	1,100

	平成 32 年度 増加分 (4 年目)	平成 33 年度 増加分 (5 年目)	KPI 増加分の 累計
市立資料館への入館料収入 (千円)	19,000	19,000	81,500
コワーキングスペース等の 利用料収入(千円)	300	300	1,100
物品の販売による売り上げ (千円)	1,200	1,200	4,500

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、議会においての決算承認後に近江八幡市公式ホームページにて公表を行う。